

○南相馬市道の駅条例施行規則

平成19年3月26日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市道の駅条例（平成19年南相馬市条例第2号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に明示する事項)

第2条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の公募を行う場合は、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 道の駅南相馬（以下「道の駅」という。）の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理の費用（以下「指定管理料」という。）に関する事項
- (7) 申請者の資格要件
- (8) 申請方法及び選定基準
- (9) その他市長が定める事項

(指定申請書の提出等)

第3条 条例第9条第1項の規定による申請をしようとする団体は、指定管理者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(選定の結果の通知)

第4条 市長は、条例第9条第2項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかにその結果を申請団体に通知するものとする。

(協定書に定める事項)

第5条 条例第11条の協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 道の駅の管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(利用許可の申請等)

第6条 条例第16条第1項の規定により、有料施設の利用許可を受けようとする者は、道の駅南相馬利用許可申請書（様式第2号。以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の利用許可申請書は、利用しようとする日の6月前から受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、道の駅の運営上支障がないと指定管理者が認めたときは、前項に定める期間の前においても利用の申請をすることができる。
 - (1) 市が主催又は共催する事業で利用するとき。
 - (2) 指定管理者が主催又は共催する事業で利用するとき。
 - (3) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

(利用許可書)

第7条 指定管理者は、前条の規定による利用許可申請書の提出があった場合において、その利用を許可するときは、道の駅南相馬利用許可書（様式第3号。以下「利用許可書」という。）を交付し、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

- 2 有料施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、有料施設を利用するときは、利用許可書を携帯し、係員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用の制限)

第8条 利用者は、ギャラリーを同一の利用目的のために、継続して3週間を超えて利用することはできない。ただし、指定管理者が特に認める場合については、この限りでない。

- 2 利用者は、ホール及び調理実習室を、同一の利用目的のために、継続して6日を超えて利用することはできない。ただし、指定管理者が特に認める場合については、この限りでない。

(許可事項の変更等)

第9条 利用者は、利用許可事項の変更又は利用許可の取消しをしようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとするときは、道の駅南相馬利用（変更・取消）承認申請書（様式第4号。以下「利用（変更・取消）承認申請書」という。）に利用許可書を添えて速やかに、指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の規定による利用（変更・取消）承認申請書の提出があった場合において、利用許可された事項の変更又は利用許可の取消しを承認するときは、道の駅南相馬利用（変更・取消）承認書（様式第5号。以下「利用（変更・取消）承認書」という。）を利用者に交付し、承認しない時はその旨を利用者に通知するものとする。この場合において、利用者は、変更の承認により納付された利用料金に不足を生じたときは、当該不足分を直ちに納付しなければならない。

(利用時間の延長)

第10条 利用者は、有料施設の利用において、やむを得ない理由により利用時間を超えて利用する必要があるときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとするときは、道の駅南相馬利用時間延長承認申請書（様式第6号。以下「利用時間延長承認申請書」という。）に利用許可並びに前条第3項の規定による承認を受けている場合は利用（変更・取消）承認書を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の利用時間延長承認申請書の提出があった場合において、利用時間の延長を承認するときは、道の駅南相馬利用時間延長承認書（様式第7号）を交付する。この場合において、利用者は、当該延長時間に係る料金を直ちに納付しなければならない。

(物品販売等の許可の申請)

第11条 条例第17条第1項の規定により、同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、道の駅南相馬物品販売等許可申請書（様式第8号。以下「物品販売等許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の物品販売等許可申請書の提出があった場合において、その販売等を許可するときは、道の駅南相馬物品販売等許可書（様式第9号）を交付し、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、条例第19条第1項の規定により、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、道の駅南相馬利用（取消・制限・停止）決定書（様式第10号）により通知するものとする。

(利用料金の納付)

第13条 条例第20条第3項ただし書に規定する指定管理者が特に認めるときは、次に掲げるときとする。この場合において、利用者は指定管理者が指定する期限まで利用料金を納付しなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体が利用するとき。
- (2) 指定管理者が利用するとき。
- (3) その他指定管理者がやむを得ない理由があると認めたとき。

(利用料金の減免)

第14条 条例第22条の規定により、利用料金の減額又は免除する場合は、次に掲げる場合とし、減額又は免除する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 国、地方公共団体、公共団体又は公共的団体がその事業に利用するとき。 全額
 - (2) 市又は指定管理者が後援、協賛する事業に利用するとき。 5割
 - (3) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。 指定管理者が市長と協議の上定める額
- (利用料金の返還)

第15条 条例第23条ただし書の規定により、利用料金を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、返還する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 指定管理者において施設の管理上必要が生じたことにより利用の許可を取り消した

とき。 既納の利用料金の全額

(2) 利用者の責めによらない理由により施設を利用できないとき。 指定管理者が市長と協議して定める額

(3) 利用開始の日前10日までに利用の取消しについて届出があったとき。 全額

(4) 利用開始の日前10日までに許可事項の変更の申請があり、指定管理者の許可を受けたとき。 変更部分に相当する額

2 前項の規定により、利用料金の返還を受けようとする者は、道の駅南相馬利用料金返還申請書（様式第11号）に利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第16条 利用者は、有料施設の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた施設以外のものを使用しないこと。

(2) 施設、設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。

(3) 許可を得ないで、道の駅の建物及び敷地内で寄附の勧誘又はこれらに類する行為を行わないこと。

(4) その他管理上支障があると認める行為をしないこと。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定に違反すると認められるときは、利用を禁止し、又はその行為を止めるよう指示し、これに従わないときは退場を命ずることができる。

（係員の立入り）

第17条 指定管理者は、道の駅の管理上必要と認めるときは、係員を、利用している施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者はこれを拒むことができない。

（原状回復の点検）

第18条 利用者は、有料施設の利用を終了したとき、又は条例第19条第1項の規定により利用許可を取り消されたときは、速やかにその利用に係る施設及び設備等を原状に復した後、指定管理者に届け出て、その点検を受けなければならない。

（き損等の届出）

第19条 利用者は、施設若しくは設備等をき損し、又は滅失した場合は、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（市長による管理）

第20条 第6条から第10条まで、第12条から第19条まで、様式第2号から様式第7号まで並びに様式第10号及び様式第11号の規定は、指定管理者に代わって、市長が道の駅の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条から第10条まで及び第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第2号を除く第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「市」と、第14条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市又は指定管理者」とあるのは「市」と、「指定管理者が市長と協議の上定める額」とあるのは「市長が定める額」と、第15条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「道の駅南相馬利用料金返還申請書」とあるのは「道の駅南相馬

使用料返還申請書」と、第16条中「指定管理者」とあるのは「職員」と、第17条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第18条及び第19条中「指定管理者」とあるのは「職員」と、様式第2号から様式第7号まで及び様式第10号中「指定管理者」とあるのは「南相馬市長」と、様式第11号中「道の駅南相馬利用料金返還申請書」とあるのは「道の駅南相馬使用料返還申請書」と、「指定管理者」とあるのは「南相馬市長」と読み替えるものとする。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第20条の規定は平成19年7月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条から第5条までの規定は、公布の日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

附 則 (平成20年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第65号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

南相馬市長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

南相馬市道の駅条例第9条第1項の規定に基づき、道の駅の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 管理に関する業務の事業計画書
- 2 管理に関する業務の収支予算書
- 3 定款の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- 4 前事業年度の損益計算書及び貸借対照表
- 5 市税の完納証明

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

道の駅南相馬利用許可申請書

指定管理者

住所
団体名
代表者名
電話
住所
会場責任者 氏名
電話

次のとおり、道の駅南相馬を利用したいので申請します。

利用年月日	利用時間	催物の名称	利用施設	※利用料金
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合 計				円
入場料・その他	有 無	前売() () 当日() () 1 整理券 2 会員券 3 招待券 4 入場自由 5 その他		
備考	販売行為等 (入場券を除く)		有・無 1 募金・物品販売・商業宣伝・飲食物提供 2 広告・宣伝物の掲示・配付、看板・立札の設置 3 その他	

※印の欄は記入しないでください。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

道の駅南相馬利用許可書

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のあった道の駅南相馬の利用については、次のとおり許可します。

利用年月日	利用時間	催物の名称	利用施設	※利用料金				
				円				
				円				
				円				
				円				
				円				
				円				
合 計				円				
入場料・その他	有 無	前売() ()						
		当日() ()						
1 整理券 2 会員券 3 招待券 4 入場自由 5 その他								
許可条件								
1 利用の際は、この許可書を提示すること。								
2 道の駅内の秩序を守るために会場責任者又は必要に応じて整理員を置くこと。								
3 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。								
4 収容人員を超えて入場させないこと。								
5 許可を得ないで火気を使用しないこと。								
6 施設及び附属設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。								
7 所定の場所以外での飲食及び喫煙はしないこと。								
8 利用許可を受けていない施設を利用しないこと。								
9 許可を得ないで、道の駅の建物及び施設内で寄附の勧誘を行わないこと。								
10 事前に非常口及び避難経路を確認し、非常の際、入場者を安全に避難誘導すること。								
11 入場者の安全確保に十分配慮すること。								
12 非常口、消火設備の周辺に物を置かないこと。								
13 その他係員の指示に従うこと。								

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

道の駅南相馬利用(変更・取消)承認申請書

指定管理者

住所
団体名
代表者名
電話

次のとおり、道の駅南相馬の利用を(変更・取消)したいので申請します。

申 請 年 月 日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
許 可 番 号			
催 物 の 名 称			
催 物 の 内 容			
許可を受けた内容	自： 年 月 日(曜日) ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 (時 分) 至： 年 月 日(曜日) ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 (時 分) ☐ ホール ☐ 調理実習室 ☐ ギャラリー		
	自： 年 月 日(曜日) ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 (時 分) 至： 年 月 日(曜日) ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 (時 分) ☐ ホール ☐ 調理実習室 ☐ ギャラリー		
変更(取消)の内容	変更前		
	変更後		
変更(取消)の理由			
利 用 料 金		円	
※既納利用料金		円	
※変更後利用料金		円	
※差引利用料金		円	
備 考			

- 1 利用許可書を添付してください。
- 2 ※印の欄は記入しないでください。

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

道の駅南相馬利用(変更・取消)承認書

様

指定管理者



年 月 日付で申請のあった道の駅南相馬の利用の(変更・取消)については、
次のとおり承認します。

申 請 年 月 日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
許 可 番 号			
催 物 の 名 称			
催 物 の 内 容			
許可をした内容	自： 年 月 日(曜日) ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 (時 分) 至： 年 月 日(曜日) ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 (時 分) ☐ ホール ☐ 調理実習室 ☐ ギャラリー		
	自： 年 月 日(曜日) ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 (時 分) 至： 年 月 日(曜日) ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 (時 分) ☐ ホール ☐ 調理実習室 ☐ ギャラリー		
変更(取消)の内容	変更前		
	変更後		
変更(取消)の理由			
利 用 料 金			円
※既納利用料金			円
※変更後利用料金			円
※差引利用料金			円
備 考			

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

道の駅南相馬利用時間延長承認申請書

指定管理者

住所
団体名
代表者名
電話

次のとおり、利用時間の延長をしたいので申請します。

申 請 年 月 日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
許 可 番 号			
催 物 の 名 称			
利用日時及び区分	年 月 日（ 曜日） ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日		
延長をする施設	☐ ホール ☐ 調理実習室 ☐ ギャラリー		
延 長 時 間	時 分～ 時 分 (計 時間 分)		
延 長 の 理 由			
※ 利 用 料 金	円		
摘 要			

- 1 利用許可書・利用(変更・取消)承認書を添付してください。
- 2 ※印の欄は記入しないでください。

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

道の駅南相馬利用時間延長承認書

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のあった道の駅南相馬利用時間延長については、次のとおり承認します。

申 請 年 月 日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
許 可 番 号			
催 物 の 名 称			
利用日時及び区分	年 月 日（ 曜日） ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日		
延長をする施設	☐ ホール ☐ 調理実習室 ☐ ギャラリー		
延 長 時 間	時 分～ 時 分 (計 時間 分)		
利 用 料 金	円		
摘 要			

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

道の駅南相馬物品販売等許可申請書

南相馬市長

住所
団体名
代表者名
電話

次のとおり、道の駅南相馬において物品販売等の行為をしたいので申請します。

事業（催物）名称		
利用施設名		
目的外利用の行為	利用日時及び区分	年 月 日（曜日） ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日
	行為場所	
	行為目的	
	行為責任者	住所
		氏名
	行為内容	
備考		

1 利用許可書・利用（変更・取消）承認書を添付してください。

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

道の駅南相馬物品販売等許可書

様

南相馬市長



年 月 日付で申請のあった道の駅南相馬の物品販売等については、次のとおり許可します。

事業（催物）名称		
利用施設名		
目的外利用の行為	利用日時及び区分	年 月 日（ 曜日） ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日
	行為場所	
	行為目的	
	行為責任者	住所
		氏名
	行為内容	
備考		

様式第10号(第12条関係)

年 月 日

道の駅南相馬利用(取消・制限・停止)決定書

様

指定管理者



年 月 日付けで許可した道の駅南相馬の利用については、南相馬市道の駅条例第19条の規定により、次のとおり(取消・制限・停止)します。

申 請 年 月 日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
許 可 番 号			
催 物 の 名 称			
許可をした内容	自： 年 月 日(曜日) ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 (時 分) 至： 年 月 日(曜日) ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 (時 分) ☐ ホール ☐ 調理実習室 ☐ ギャラリー		
	自： 年 月 日(曜日) ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 (時 分) 至： 年 月 日(曜日) ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 (時 分) ☐ ホール ☐ 調理実習室 ☐ ギャラリー		
取消・制限・停止の内容			
取消・制限・停止の理由			
摘 要			

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南相馬市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南相馬市を被告として(訴訟において市を代表する者は南相馬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第11号（第15条関係）

年 月 日

道の駅南相馬利用料金返還申請書

指定管理者

住所
団体名
代表者名
電話

次のとおり、道の駅南相馬利用料金の返還を申請します。

申 請 年 月 日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
許 可 番 号			
催 物 の 名 称			
許可を受けた内容	自： 年 月 日（曜日） ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 （ 時 分） 至： 年 月 日（曜日） ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 （ 時 分） ☐ ホール ☐ 調理実習室 ☐ ギャラリー		
	自： 年 月 日（曜日） ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 （ 時 分） 至： 年 月 日（曜日） ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 （ 時 分） ☐ ホール ☐ 調理実習室 ☐ ギャラリー		
変更（取消）の内容	変更前		
	変更後		
変更（取消）の理由			
利 用 料 金		円	
※既納利用料金		円	
※変更後利用料金		円	
返 還 額 計		円	
備 考			

- 1 利用許可書・利用（変更・取消）承認書を添付してください。
- 2 ※印の欄は記入しないでください。